

令和3年6月25日

令和3年度第3回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

## 1. 会議日時

令和3年6月25日（金）

午後1時30分開会～午後4時28分閉会

## 2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

## 3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第17号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項による意見決定  
について

議案第20号 非農地証明願について

議案第21号 大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

## 4. 協議事項

### 1) 農政

協議（3） 令和3年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について

協議（4） 農業委員会の適正な事務実施に係る令和2年度の活動に対する点検・  
評価及び令和3年度の活動計画について

### 2) 専門委員会

協議（1） 農地委員会の委員長並びに副委員長の選任について

協議（2） 農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選について

協議（3） 農政委員会並びに企画広報委員会の委員長及び副委員長の選任につい  
て

協議（4） 調査・検討特別委員会の委員の互選について

協議（5） 調査・検討特別委員会の副委員長の選任について

## 5. 出席委員(23名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武田俊美 委員

5番 齋藤真理子 委員

7番 布塚幸子 委員

10番 横山藏人 委員

12番 渋谷裕子 委員

15番 下山信行 委員

17番 菅原まり子 委員

19番 中條泰洋 委員

21番 小野寺正晃 委員

23番 佐々木 涉 委員

25番 熊谷安正 委員

4番 佐藤裕之 委員

6番 佐々木正彦 委員

9番 菅原ひろみ 委員

11番 中鉢 守 委員

14番 佐々木俊通 委員

16番 只埜和臣 委員

18番 高橋順子 委員

20番 菅原清一 委員

22番 鈴木 至 委員

24番 齋藤浩義 委員

#### 6. 欠席委員 (3名)

8番 鈴木淳也 委員

13番 高橋英理子 委員

26番 佐々木政直 委員

#### 7. 遅刻委員

15番 下山信行 委員

#### 8. 議案提案者

会長 佐々木政直

#### 9. 出席職員

事務局次長 新堀秀一

事務局次長 千葉晃一

主幹兼係長 松浦嘉孝

主幹兼係長 大関 太

主事 堀越拓磨

主事 北浦邦之

主事 佐々木 賢

主事 鈴木貴典

事務所長 門間道浩

#### 10. 関係機関等

農林振興課課長補佐 三浦伸一

農林振興課主事 渋谷梨南

午後1時30分開会

事務局（大関太事務局長補佐）

ただいまから令和3年度第3回大崎市農業委員会定例総会を開会いたします。

なお、佐々木政直会長におかれましては、病気療養中のため本日の会議は欠席の届出がありますので、大崎市農業委員会規則第3条により、会長職務代理者が本会の議事を総理いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会熊谷安正会長職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者（熊谷安正委員）

[挨拶]

事務局（大関太事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、本日は熊谷会長職務代理者、よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただ今、事務局の方からありましたとおり、これから議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日の欠席通告者は8番鈴木淳也委員、13番高橋英理子、26番佐々木政直委員の3名でございます。

また、15番下山信行委員から遅刻の届出がございました。

出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和3年度第3回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名い

たします。23 番佐々木渉委員，24 番齋藤浩義委員にお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

本日の会議録書記に，大関太事務局長補佐を指名いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで，事務局より業務報告をお願いします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

[業務報告]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次第の 7 審議事項に入ります。

審議事項の報告について，事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[報告 1～2 の説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいまの報告 1，報告 2 の事項に対し，確認しておきたいことはありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ないようでございますので，これより議案審議に入ります。

本日は，議案第 21 号大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての審議のため，市農林振興課の三浦伸一課長補佐，渋谷梨南主事が出席しておりますので，議案第 21 号を先に審議してよろしいかお諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め，議案第 21 号，番号 1 番から 11 番までの 11 案件について，先に審議いたします。

事務局より説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで，現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくをお願いします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。6月24日木曜日、午前9時から現地調査員2番委員、3番委員、4番委員、5番委員、7番委員、9番委員と事務局2名で現地調査をしていただきました。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号1番を3番委員、報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号1番について報告いたします。場所、立地については申請者の屋敷の隣でございます。周囲は、東側が田、西側が宅地、南側が道路を挟んで農地、北側が畑になっております。畑の側には竹林がございました。申請地の管理状況ですが、一部農業用資材置場になっておりまして、中にはキウイ、キャベツ、いろいろな野菜が植わってございました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号2番を、7番委員、報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号2番について報告いたします。立地条件は、圃場整備された農地の一部にありました。東側は道路を挟んで宅地、西側は水田、南側は道路を挟んで水田、北側も水田です。申請地の管理状況は、一部に盛土されており、雑草繁茂、あと所々に柳も繁ってございました。農振除外された場合の農地区分は、第1種農地と思われれます。

19番（中條泰洋委員）

番号3番、番号4番、番号5番を2番委員、報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号3番について報告いたします。周囲の状況ですが、東に水田、西に宅地、南に道路を挟んで宅地、北に畑がありました。申請地の管理状況は、ビニールハウスが張られており、中で野菜が栽培されております。農振を外した場合の農地区分ですが、第1種農地と思われれます。

次に、番号4番について報告いたします。周囲の状況は、東に水路を挟んで畑、西も水路を挟み宅地、南が調整水田で、北が寺社になってございました。申請地の管理状況ですが、野菜が栽培されてございました。農振を外した場合の農地区

分は第1種農地と思われます。

番号5番について報告いたします。周囲の状況は、東に水田、西も水田、南も水田、北に寺と墓地がありました。申請地の管理状況ですが、一部野菜が栽培されており、除草管理がされておりました。農振を外した場合の農地区分は、第1種農地と思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号6番、番号7番を、5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号6番についてご報告いたします。こちら、西側と南側に宅地、東側と北側は水路を挟んで水田が広がっていました。申請地の管理状況は芝生がきれいに張っており、一部網を張ってドッグランが既に設置してありました。農振を除外された場合の農地区分は、第1種農地と見てまいりました。

続きまして、番号7番について報告します。西に入浴施設、東側と北側は宅地、南は道路を挟んで水田が広がっていました。申請地の管理状況は、除草管理がされておりました。農振を除外された場合の農地区分は、第1種農地と見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号8番、番号9番、番号10番を、7番委員、報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号8番から報告いたします。申請地は山あいであり、周囲の状況は東側に畑、西側に宅地、南側に道路を挟んで宅地、北側に太陽光パネルと宅地がありました。申請地の管理状況は、牧草地として利用されております。農振を除外された場合の農地区分は、第2種農地と思われます。

続きまして、番号9番について報告いたします。申請地の状況は宅地に囲まれており、東側に道路、西側に宅地、南側に作業道路を挟んで畑、北側に宅地です。申請地の管理状況は、庭木が数本と野菜が植えられておりました。除外された場合の農地区分は、第2種農地と思われます。

続きまして番号10番について報告いたします。申請地は平地であり、農地と宅地の間にありました。周辺は東側が畑、西側に農地と宅地、南側に転作田でカボチャが植えておりました。北側が宅地です。申請地の管理状況は、野菜が植えて

あり、きれいに管理されておりました。農振を除外された場合の農地区分は、第1種農地と思われまます。

19番（中條泰洋委員）

番号11番を、5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号11番について報告します。周辺の状況は高台にあり、西側にハウスが建っており、三方は畑となっておりました。高低差のある農地でした。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農振を除外された場合の農地区分は、第2種農地と見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ありがとうございました。それでは、番号1番から11番までの11か件について質疑を承ります。24番委員。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号5番についてお伺いします。前に、駐車場の転用申請があったような記憶があるのですが、どうでしたでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

こちらにつきましては、同じ申請者で、平成25年に5条の許可申請があり、許可となっております。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

24番委員、よろしいですか。24番委員。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。では、それでは敷地が足りなかったという意味でよろしいでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）



前回平成 25 年に許可されております駐車場については、まだ設置されておられません。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

24 番委員。

24 番（齋藤浩義委員）

24 番です。農振除外となった場合、転用許可申請となると思うのですが、前回の許可した事業が終わっていない状況で、新たに許可することが可能なものでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

前回申請の許可した事業内容が完了していないことを踏まえ、農地転用の一般許可基準に照らせば、申請許可に係る用途に供することが確実と言えないので、新たに許可申請されたとしても許可することができないと、許可権者である宮城県にも確認しているところです。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

24 番委員、よろしいですか。

24 番（齋藤浩義委員）

はい、分かりました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ほかにございませんか。21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。今回、農振除外の件について 11 案件ありますけれども、農振除外されたものについては、今後転用許可のほうで申請が上がってくるかと思うのですが、転用の規定から見て、今回は全て許可可能なものなのかどうかを、事務局にお伺いします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

お答えいたします。事務局で現地を見た時に、1 番、3 番、4 番、5 番、6

番， 7 番， 8 番， 9 番， 10 番， 11 番の 10 案件につきましては， 現地調査員の報告の農地区分と申請内容からしますと， 転用許可方針の例外規定に値するものだと考えております。ただ， 先ほどお話ししたとおり， 前に許可された事業が終わっていないということについては， また別の話でございますので， 場所的なものと許可申請内容からすれば， こちら 10 案件については許可の例外規定に値するものと考えております。2 番につきましては， 農地区分， 許可方針， 例外規定に合致するものがないと思います。

付け加えますと， 本議案については農振除外についてのものとなりますので， 周辺農地の状況等も鑑みて農業委員会としての意見を決定していただければと考えております。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

21 番委員， よろしいですか。ほかございませんか。事務局

事務局（三浦伸一課長補佐）

今回申請された中で， 番号 2 番については， 以前平成 28 年に農業委員会より意見書を提出していただいた時と異なり， この 5 要件のうち 1 要件だけ， 5 番目の要件でございますが， 土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年が経過しているという部分につきましては， この 3 月末をもって国営かんがい排水事業の制約の係る 8 年が経過しておりますので， 5 要件のうち 1 要件については要件を満たす形になっているということを申し添えたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ほかにごございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようでございますので， 副委員長に意見をまとめていただきたいと思いますが， よろしいですか。お願いします。

農地副委員長（佐々木正彦委員）

6 番です。確認したいのですが， 番号 5 番について先ほど事務局のほうから除外が妥当ではないかというご意見ありました。それでよろしいですか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

お答えいたします。こちらの案件につきましては、今回、農業委員会の意見として要承認という形で仮に上がったとした時に、これは秋以降の話になると思いますが、転用許可申請してきた場合、再度農業委員会として意見を付して宮城県に転用許可申請を出すこととなります。その場合、現状では許可されないということになります。

今回は周辺農地の状況、そこに駐車場が設置された場合どうなるかといったことも合わせて、ご意見をいただきたいところでございますが、それも踏まえ、相手方が事業を行いたいと言いながら、実際に行っていないという状況も踏まえ、ご意見いただければというところでございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

三浦課長補佐。

事務局（三浦伸一課長補佐）

ちなみに、先ほど申しました農振除外の5要件の中にも、1号要件につきまして、除外後直ちに農用地以外に利用する緊急性があるか、というところを判断基準として設けてございますことを申し添えさせていただきます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま事務局のほうから説明がございましたが、副委員長、よろしいですか。

農地副委員長（佐々木正彦委員）

6番です。それでは、大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、次のようにまとめたいと思います。

番号1番、3番、4番、6番、7番、8番、9番、10番、11番の9か件を承認いたします。番号2番に関しましては生産性の高い農地であり、農地転用立地基準から除外後の農地区分は第1種農地となることから、当該施設とは例外規定に合致するものがないため、非承認いたします。番号5番につきましては、立地基準から除外後の農地区分は第1種農地となり、例外規定の隣接等同一の事業に供される土地と解されるが、一般基準である許可を遅滞なく申請に係る用途に供される見込みがないため、非承認いたします。

以上、意見を付して2か件を非承認いたします。以上でございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第 21 号、番号 1 番から 11 番までの 11 件のうち、1 番、3 番、4 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番の 9 件について承認し、また 2 番、5 番の 2 件については非承認とする旨の意見を付して市に通知してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 21 号、番号 1 番から 11 番までの 11 件のうち、1 番、3 番、4 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番の 9 件について承認し、また 2 番につきましては生産性の高い農地であり、立地基準から農振除外後の農地区分は第 1 種農地となることから、当該施設は例外規定に合致するものがないため、非承認とする。また 5 番につきましては、農地転用立地基準から農振除外後の農地区分は第 1 種農地となり、例外規定の隣接と同一の事業に供される土地と解されるが、一般基準である許可後の遅滞なく申請に係る用途に供される見込みがないため、非承認とする。以上 2 件については、非承認とする旨の前述の意見を付して市に通知いたします。

三浦課長補佐、渋谷主事はここで退席されます。ご苦労さまでございました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 42 番から 54 番までの 13 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

番号 42 番から 54 番までの 13 件について質疑を承ります。15 番委員。

15 番（下山信行委員）

15 番です。番号 47 番についてお伺いします。こちら賃貸借期間 15 年、また賃借料が 3 万円ということで、貸主の方には大変条件のよい内容になっておりますが、こちらの場所は私が知る限り、中山間地で条件があまりよくない場所だったかと思えます。それに対して、私のほうの地域の一般的な賃借料の約倍

の金額で、さらに長期間の契約ということで、この内容に至った経緯が分かればお聞きしたいのですが。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

事務局。

事務局（佐々木賢事務所長）

ご説明申し上げます。今回の申請人は、6次化ということで実際レストランも経営している方です。貸借期間15年という設定ですが、年齢的にもこの期間であれば賃貸借契約を結べるということでした。金額に関しては集約型の野菜栽培なので、相場よりも高い設定だということをお聞きしています。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

15番委員。

15番（下山信行委員）

15番です。レストランで提供するための野菜などを作る畑として利用されるということですか。その野菜というのは私の地域で有名なトマト栽培もするということですか。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

事務局。

事務局（佐々木賢事務所長）

はい、そうです。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

15番委員、よろしいですか。

15番（下山信行委員）

分かりました。ありがとうございます。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。関連して番号47番ですが、集約的な栽培で野菜を作ると説明ありましたが、議案書に経営状況や労力が記載されていません。6反歩の畑をどのように対応するのでしょうか。

事務局（佐々木賢事務所長）

現在、隣接している農地も経営なさっておりますので、規模拡大ということ  
で問題ないということになります。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

11 番委員，よろしいですか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。労力的にはどういう内容で，何人雇用しているとか，ご説明いた  
だけますか。

事務局（佐々木賢事務所長）

親族が 3 名でやるということです。労力的にはまだ若い農業者で，やってい  
る方は 40 代です。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

11 番委員，よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理人）

質疑がないようでございますので，番号 42 番から 54 番までの 13 案件につい  
て了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理人）

異議なしと認め，議案第 15 号，番号 42 番から 54 番までの 13 案件について，  
許可と決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

議案第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について，  
番号 56 番から 70 番まで 15 案件のうち，番号 56 番は議案第 17 号の番号 9 番と  
関連であることから，番号 56 番 1 案件については議案第 17 号で併せて審議し  
てよろしいか，お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理人）

異議なしと認め，番号 56 番から 70 番までの 15 案件のうち，番号 56 番 1 か  
件を除く 14 案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひいたします。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。  
番号 57 番を，9 番委員，報告をお願ひいたします。

9 番（菅原ひろみ委員）

9 番です。番号 57 番について報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネルの設置です。申請地の管理状況は，年 1 回位は草刈りしているかと思われる程度の雑草の繁茂でありました。申請地周辺は北と西は宅地で東は原野，南は山林とため池がありました。農地区分は，10 ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第 2 種農地で，雨水排水は東の道路に沿って U 字溝があり，周辺への影響はないものと思われまゝ。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 58 番を，4 番委員，報告をお願ひいたします。

4 番（佐藤裕之委員）

4 番です。番号 58 番を報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。申請地周辺は東側に畑，西側に転作田，南側が太陽光パネル，北側が宅地となっております。申請地の現況は草刈り管理がされておりました。農地区分は 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地ということで第 2 種農地と見ました。雨水排水については自然浸透ということで，周辺農地への影響はないと思われまゝ。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 59 番を，9 番委員，報告をお願ひいたします。

9 番（菅原ひろみ委員）

9 番です。番号 59 番について報告いたします。転用目的は，社宅 1 棟，倉庫 1 棟，社宅駐車場などです。申請地は宅地に囲まれた住宅地の中にあり，管理状況は除草管理されておりました。周辺は南側，北側，西側は宅地で，東は法面

があり水路を挟んで田んぼになっておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地である第3種農地と見てまいりました。雨水排水は専用側溝があり、周辺農地への影響はないものと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号60番を、4番委員、報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号60番を報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。周辺農地は東側が宅地、西側は宅地と太陽光パネル、南側に田んぼ、北側が太陽光パネルとなっております。申請地の現況は雑草繁茂しており、一部客土をしてあり、途中、奥の田んぼに行くための道路を作っておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない生産性の低い小集団農地であり、第2種農地と見ました。周辺農地への影響については、雨水排水を自然浸透で処理し、また、道路で分断されているので問題はないと見ました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号61番を、9番委員、報告をお願いいたします。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。番号61番について報告します。居宅1棟、駐車場3台分を目的とした転用です。申請地周辺は、東に道路を挟んで大きな施設があり、南は畑、西は山林、北は宅地です。申請地の管理状況は、除草管理がされておりました。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地と見てきました。雨水排水は土側溝で、生活排水は公共下水道を使うことで、周辺への影響はないものと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号62番を、5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号62番についてご報告します。居宅1棟、駐車場3台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は東が雑種地、残り三方を住宅に囲まれ、周辺に農地はありませんでした。申請地の管理状況は、除草管理がなされておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地であるため、第3種農地と見てまいりました。周辺への影響については、雨水排水は西側既存の



水路へ流し、生活排水は公共下水道へ排水するとのことで、影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 63 番を、4 番委員、報告をお願いいたします。

4 番（佐藤裕之委員）

4 番です。番号 63 番を報告いたします。貸店舗用地造成を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側が宅地、西側が水田、南側も水田、北側が宅地となっております。申請地の現状は雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている土地で、第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響については、土盛りを1.5メートル位の高さで行い、周辺とは段差が生じますが、雨水排水は既存南側の土側溝、生活排水は浄化槽を設けるということで、問題はないと見ました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 64 番を、5 番委員、報告をお願いいたします。

5（齋藤真理子委員）

5 番です。番号 64 番についてご報告します。転用目的は駐車場3台分の設置です。周辺の状況は東に山林、南に市有地の防火槽、西側・北側は宅地でした。申請地の管理状況は雑草繁茂していて、雑木も生えていました。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部で、第2種農地と見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は南側既存の水路を利用することで、周辺への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 65 番を、4 番委員、報告をお願いいたします。

4 番（佐藤裕之委員）

4 番です。番号 65 番について報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。申請地周辺は東側が畑、西側も畑、南側が宅地、北側が畑となっております。申請地の現状は雑草が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と見ました。雨水排水については自然浸透で処理することで、周辺の農地への影響はないと見ました。以上です。

#### 19 番（中條泰洋委員）

番号 66 番, 67 番, 68 番, 69 番, 70 番を, 3 番委員, 報告をお願いいたします。

#### 3 番（武田俊美委員）

3 番です。番号66番を報告いたします。転用目的は太陽光発電施設設置です。申請地の状況ですが, 丘陵地帯で東側に畑, 南側に太陽光パネルの設置がされております。西側は畑, 北側も畑でございます。申請地の管理状況ですが, 雑草が繁茂しておりました。農地区分は, 10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地ということで, 第2種農地と見てまいりました。周辺農地への影響については, 雨水排水を自然浸透で処理することで, 問題はないと見てきました。

次に番号67番を報告いたします。申請者の居宅の建設が転用目的でございます。周辺の状況ですが, 申請者の畑地内の一部に当たります。東側が道路を挟んで雑種地と宅地になっております。西側が畑, 南側が畑, 北側も畑でございます。農地区分は, 10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てまいりました。雨水排水については, 南側の既存のU字溝に排水し, 生活排水については浄化槽を設けるということで, 周辺への影響はないと見てきました。

続いて, 番号68番から70番までは, 同一の宅地分譲の転用目的でございますので, まとめて報告いたします。申請地は住宅地内の農地でございます。位置図13ページですが, 左側の下のほうから70番, 次が69番, 次が68番ということで, 3筆の場所でございます。申請地の管理状況について, 70番は昨年まで水稻作付けされた状況でした。今年になってからは, まだ除草管理はされていないようです。真ん中の69番が, 雑草繁茂でありました。申請地の周囲は, 東側が田んぼと宅地, 南側が宅地, 西側が田, 北側も宅地になっております。雨水排水ですが, 番号70番と69番の間に雨水を集中して排水に当たるということでございます。この位置図の矢印のほうに, その敷地内に道路を作るということでございました。排水については, その道路側溝に流し, 生活排水については浄化槽か公共下水道に流すということで, 周辺への影響はないと思われれます。

農地区分は, 都市計画区域内で用途地域が定められている土地で, 第3種農地と見てまいりました。以上でございます。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

それでは、番号 56 番から 70 番までの 15 件のうち、番号 56 番 1 件を除く 14 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。番号 60 番で、客土という言葉が出てきたと思うのですが、客土というのは、どういう状況をいうのですか。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

4 番委員。

4 番（佐藤裕之委員）

4 番です。敷かれた客土が、そのままトラクターで耕起すれば畑になるような土でした。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。どの位の厚さですか。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

4 番委員。

4 番（佐藤裕之委員）

4 番です。1メートル位です。奥の水田に行く農道と分筆して、片側は道路にして隣の高さに合わせるようにして、奥の道路に行く農道を確保するという形での客土でした。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。1メートルだと、現況変更届けは必要ないですか。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

1メートルというところ、プラス、マイナス50センチ位になると思いますが、それを超えてくれば、通常、ほかの場合ですと開発許可やら何やらというのも出てくると思いますが、現状変更届けに関しては微妙なところでございます。全体的に1メートルやるとなれば、形状を変更するという見方がされるので、現状変更届けが欲しいかなと思いますが、もともとあったものを回復させるとか、例えば雨で土が流れてしまい、再度土を入れるような客土的な見方をした場合は、そこまで届け出の必要はございませんというふうに答えております。全くもって、元あった形状に対してその形状を変更するといったものに関しては、現状変更届けを頂戴しているところでございます。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

11番委員、よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、番号56番から70番までの15か件のうち、番号56番1か件を除く14か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第16号、番号56番から70番までの15か件のうち、番号56番1か件を除く14か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第17号農地転用事業計画変更承認申請について、番号9番、10番の2か件と、議案第16号、番号56番1か件を合わせた3か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたします。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。議案第 16 号番号 56 番を、9 番委員、報告をお願いいたします。

9 番（菅原ひろみ委員）

9 番です。番号 9 番については、議案第 16 号、番号 56 番と関連でございます。居宅 1 棟、駐車場 3 台分を目的とした転用です。申請地周辺は東と西に道路があり、南は防火水槽と宅地、四方を宅地に囲まれた農地です。申請地の管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地で、第 3 種農地です。雨水排水は南と西の土側溝を利用し、生活排水は公共下水道を使用することで、周辺への影響はないものと思われます。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

番号 9 番、10 番の 2 か件と、議案第 16 号、番号 56 番 1 か件を合わせた 3 か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、3 か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 17 号、番号 9 番、10 番の 2 か件と、議案第 16 号、番号 56 番の 1 か件合わせた 3 か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第 18 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について、番号 394 番から 576 番までの 183 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理人）

それでは、番号 394 番から 576 番までの 183 件について質疑を承ります。

質疑ございませんか。10 番委員。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。番号 474 番についてお伺いします。譲受人は相当耕作面積が多いようですが、今回借入れするのもかなりの広さの面積の畑ですが、作付計画、どういう営農計画なのか、分かればお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

お答えいたします。この方については、牧草の計画でございます。借入れる農地は畑でございますので、野菜などを作る可能性もあるかもしれませんが、牧草の作付けを考えてこの面積での申請です。以上です。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

10 番委員、よろしいですか。10 番委員。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。畜産もやっているということですか。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

畜産業を営んでいるとのことでございます。

議長（熊谷安正会長職務代理人）

10 番委員、よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理人）

質疑がないようでございますので、番号 394 番から 576 番までの 183 件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 18 号、番号 394 番から 576 番までの 183 件について承認し、市に通知いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第 19 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見決定について、番号 8 番、9 番の 2 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

番号 8 番、9 番の 2 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようでございますので、番号 8 番、9 番の 2 件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 19 号、番号 8 番、9 番の 2 件について承認し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第 20 号非農地証明願について、番号 3 番、1 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いたします。19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号3番について、2番委員、報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。非農地証明願いについて、現地調査の結果について報告します。申請地の状況ですが、資材倉庫として使用されておりました。平成6年に建築されて、宅地として課税されており、納税についても20年以上経過していることが証明となります。問題はないと思われます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、番号3番、1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようでございますので、番号3番、1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第20号番号3番、1か件について農地法の適用を受けないことを証明いたします。

これで、1審議事項を終了いたします。

3時5分まで。休憩をいたします。

〔午後2時57分から午後3時5分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

再開いたします。

次第の8協議事項に入ります。農政の協議（3）令和3年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について、事務局より説明願います。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。



〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、農政の協議（３）令和３年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、それでは農政の協議（３）令和３年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出については、原案のとおり決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、農政の協議（４）農業委員会の適正な事務実施に係る令和２年度の活動に対する点検・評価及び令和３年度の活動計画について、事務局より説明願います。事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、農政の協議（４）農業委員会の適正な事務実施に係る令和２年度の活動に対する点検・評価及び令和３年度の活動計画については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、それでは、農政の協議（４）農業委員会の適正な事務実施に係る令和２年度の活動に対する点検・評価及び令和３年度の活動計画については、原案のとおり決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、専門委員会の協議（１）農地委員会の委員長並びに副委員長の選任に

ついて、協議いたします。

農業委員会の委員の所属は、大崎市農業委員会申し合わせ事項により、会長及び会長職務代理者を除く委員が所属することになります。よって、農業委員会の委員長並びに副委員長の互選に当たりましては、会長及び会長職務代理者を除く委員からの互選となります。

なお、互選に当たりましては座長をお決めいただき、結果を事務局より報告していただきたいと思えます。

暫時休憩いたします。

〔午後3時14分から午後3時23分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、農地委員会の委員長並びに副委員長が互選されたようですので、事務局より報告していただきます。

それでは事務局、報告をお願いいたします。

事務局（大関太事務局長補佐）

〔選出結果を報告〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま事務局より報告がありましたが、報告のとおり選任してよろしいか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認めます。よって、事務局より報告のありましたとおり、農地委員長に議席番号19番中條泰洋委員、農地副委員長に議席番号6番佐々木正彦委員を選任することと決定します。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、専門委員会の協議（2）農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選について、協議いたします。

農政委員会並びに企画広報委員会の委員の所属は、大崎市農業委員会専門委員会規定第4条並びに第5条の規定により、会長、会長職務代理者、農地委員長及び農地副委員長を除く委員が所属することになります。よって、農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選は、会長、会長職務代理者、農地委員長及

び副委員長を除く委員での互選となります。

農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選会を開催いたします。これより、農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選会開催にあたり、互選管理人の任命についてお諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第8条第6項の委員である中立委員の互選管理人に鹿島台事務所佐々木賢所長、農業委員会等に関する法律第8条第6項以外の委員の互選管理人に田尻事務所門間道浩所長をそれぞれ任命することに、委員の承認を求めます。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議がないようですので、先ほど申し上げましたとおり互選管理人を決定いたします。

なお、法第8条第6項の委員及び法第8条第6項の委員を除く委員の委員会別申し合わせ定数は、大崎市農業委員会申し合わせ事項に記載されているとおりであります。

それでは、互選会を開催してください。暫時休憩いたします。

〔午後3時27分から午後3時35分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

再開いたします。互選会が終了したようなので、互選管理人より互選会の結果について報告いただきます。なお、この報告をもって通知といたします。

初めに、法第8条第6項の委員の互選について、次に、法第8条第6項以外の委員の互選についての順で報告いただきます。

事務局（佐々木賢事務所長）

〔法第8条第6項の互選結果を報告〕

事務局（門間道浩事務所長）

〔法第8条第6項以外の委員の互選結果を報告〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま各互選管理人より報告がありましたが、報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認めます。よって、報告のとおり決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、専門委員会の協議（3）農政委員会並びに企画広報委員会の委員長及び副委員長の選任について、協議いたします。

農政委員会並びに企画広報委員会において、それぞれ互選をお願いいたします。なお互選に当たりましては、委員会ごとに座長をお決めいただき、結果を事務局より報告していただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

〔午後3時39分から午後3時58分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

再開いたします。それぞれの委員会の委員長並びに副委員長が互選されたようなので、事務局より報告していただきます。

最初に、農政委員会について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔選出結果を報告〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、企画広報委員会について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（大関太事務局長補佐）

〔選出結果を報告〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいまそれぞれの委員会について事務局より報告がありましたが、報告のとおり選任してよろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認めます。よって、事務局より報告のありましたとおり農政委員長に議席番号 11 番中鉢守委員，農政副委員長に議席番号 20 番菅原清一委員，企画広報委員長に議席番号 7 番布塚幸子委員，企画広報副委員長に議席番号 21 番小野寺正晃委員を選任することに決定します。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、専門委員会の協議（４）調査・検討特別委員会の委員の互選について、協議いたします。

調査・検討特別委員会の委員の所属は、大崎市農業委員会専門委員会規定第6条第2項第2号並びに第7条第3項の規定により、会長、農地委員長、農政委員長及び企画広報委員長を除く委員が所属し、会長職務代理者が委員長となります。

なお、委員の互選は担当する区域から各1人となります。

これにより、調査・検討特別委員会の委員の互選会開催に当たり、互選管理人の任命についてお諮りいたします。互選管理人に、田尻事務所門間道浩所長を任命することに委員の承認を求めます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議がないようですので、先ほど申し上げましたとおり互選管理人を決定いたします。

それでは、担当区域に別れて調査・検討特別委員会の委員の互選会をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

〔午後4時2分から午後4時8分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

再開いたします。それでは、互選会が終了したようなので、互選管理人より互選会の結果について報告いただきます。なお、この報告をもって通知といたします。それでは、お願いします。

事務局（門間道浩事務所長）

〔法第6条第2項第2号並びに第7条第3項の規定の委員の互選結果を報告〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま互選管理人より報告がありましたが、報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認めます。よって、互選管理人より報告のありましたとおり、調

査・検討特別委員会の委員は1区・議席番号18番高橋順子委員，2区・議席番号20番菅原清一委員，3区・議席番号23番佐々木渉委員，4区・議席番号16番只埜和臣委員，5区・議席番号1番小関芳樹委員，6区・議席番号15番下山信行委員，7区・議席番号24番齋藤浩義委員，8区・議席番号13番高橋英理子委員，9区・議席番号3番武田俊美委員，以上に決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に，専門委員会の協議（5）調査・検討特別委員会の副委員長の選任について協議いたします。

調査・検討特別委員会の副委員長は，大崎市農業委員会専門委員会規定第7条第3項の規定により，調査・検討特別委員会の委員の互選により選出いたします。なお，互選に当たりましては座長をお決めいただき，結果を事務局より報告していただきたいと思えます。

それでは，お願いいたします。

暫時休憩いたします。

〔午後4時12分から午後4時18分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

再開いたします。副委員長が互選されたようなので，事務局より結果について報告いただきます。なお，この報告をもって通知といたします。

事務局（大関太事務局長補佐）

〔選出結果を報告〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま事務局より報告がありましたが，報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認めます。よって，事務局より報告のありましたとおり，調査・検討特別委員会の副委員長には議席番号24番齋藤浩義委員に決定いたします。

それでは，各委員長並びに副委員長より就任のご挨拶を頂戴いたします。

最初に，農地委員長の中條泰洋委員をお願いいたします。

〔農地委員長 中條泰洋委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、農地副委員長の佐々木正彦委員、お願いいたします。

〔農地副委員長 佐々木正彦委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

続きまして、農政委員長の中鉢守委員にお願いいたします。

〔農政委員長 中鉢守委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、農政副委員長の菅原清一委員にお願いいたします。

〔農政副委員長 菅原清一委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

続きまして、企画広報委員長の布塚幸子委員にお願いいたします。

〔企画広報委員長 布塚幸子委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、企画広報副委員長の小野寺正晃委員にお願いいたします。

〔企画広報副委員長 小野寺正晃委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

最後に、調査・検討特別委員会副委員長の齋藤浩義委員にお願いいたします。

〔調査・検討特別委員会副委員長 齋藤浩義委員 就任挨拶〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、各専門委員会の委員長、副委員長の皆様、よろしくお願いたします。

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔事務局から連絡事項〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議を賜り、厚く御礼を申し上げまして議長の座を下りさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局（大関太事務局長補佐）

これをもちまして、令和3年度第3回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後4時28分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月25日

会長職務代理者 熊谷安正

委員 佐々木 渉

委員 齋藤 浩義